

オンライン資格確認トラブル実態調査

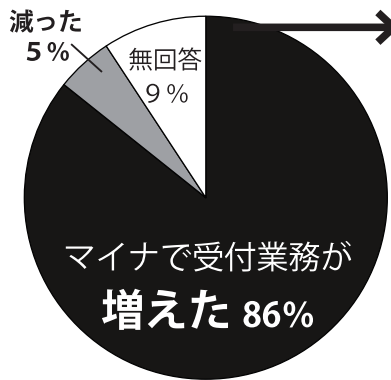
《第2弾 調査結果》

県保険医協会は、オンライン資格確認システム(以下、オン資)にかかわるトラブル実態調査の第2弾を行った。
 実施期間:2023年8月1日~8月31日
 回答数:119件、回答率:13.5%(送付879件)

区分	回答数
医科診療所	70
歯科診療所	32
病院	12
無回答	5

1. マイナ保険証で受付業務は増えた/減った?

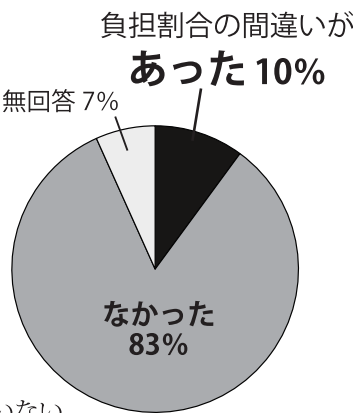
マイナ保険証によって受付窓口での業務量の変化を尋ねると、86%の医療機関が「新たに受付業務が増えた」と回答。その内容として、機器の操作補助、患者説明、資格の確認作業などが多くあがった。一方、「減った」との回答も5%(6件)あった。



増えた業務や手間(複数回答可)	回答数	割合
カードリーダー等の機器の操作補助	93	78%
患者への説明	89	75%
資格の確認作業	67	56%
エラー時のベンダーとの対応	34	29%
公費医療(子ども医療費、生活保護等)の確認・入力作業	34	29%
その他	6	5%

2. 負担割合の間違いはありましたか?

70歳以上の高齢者で、オン資画面の負担割合と健康保険証の券面の負担割合に相違があったとの報告があり、同様の事例の有無を尋ねたところ、12件(10%)の医療機関で「あった」と回答。自由記載では、問い合わせさせて正しい情報を得られたケース、返戻されたケースなどが寄せられた。



- 負担割合が違ったトラブルの内容**
- ・返戻があった。
 - ・割合が異なっていた。3割の人が2割。
 - ・正に上記事例が複数回あった。件数は把握していない。
 - ・前期高齢者(社保)2割の表示でしたが実際は3割だった。
 - ・後期高齢者の資格ない(マイナ)、仕事やっているのに資格ない。
 - ・マイナンバー上は2割で、本人と支払基金に問い合わせると3割負担であった。
 - ・後期高齢の新患で、登録した時に、オンラインでは1割と入力されていたが、券面では3割だった。
 - ・パソコンの使用ミスなのか、割合が更新されていなかったと思います。くらいだと思います。次月に再度確認すると伝えました。(一部抜粋)

3. 患者に書かせる「被保険者資格申立書」をどう思いますか?

(複数回答可)	回答数	割合
健康保険証の持参で十分	97	82%
受付の対応が増える	83	70%
患者とのトラブルを懸念	60	50%
患者に書かせるべきではない	38	32%
わからない	11	9%

マイナ保険証を持参したが資格確認が出来なかった場合に10割負担になるのを避けるため、厚労省が新たに示した「被保険者資格申立書」。患者に自身の保険証情報(保険種別、保険者名、交付時期、負担割合等)を書かせ、医療機関がレセプトに転記し、審査支払機関が資格情報の特定作業を行う。

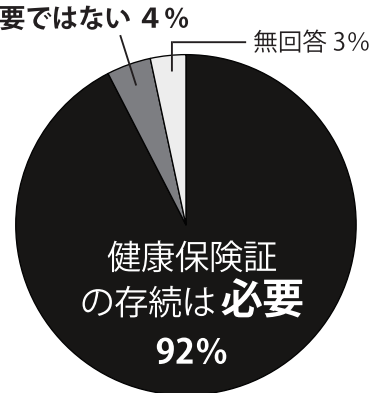
この仕組みについて、82%が「健康保険証の持参で十分」と回答。多くの医療機関が更なる受付業務の増大や患者トラブルを懸念している。

4. まだ報道されていないようなトラブル事例はありましたか?

- ・読み仮名ちがひ、住所ちがひ、データがない、他人のデータ、区分違い。
- ・住所変更が反映されていない。マイナ保険証で確認したが、返戻になった。
- ・なぜだかそもそも注文したカードリーダーが来ていません。
- ・患者(子供)のマイナンバーの情報に父親の情報が入力されており、取込すると父親のカルテにそのまま入力になった。
- ・保険証が新しくなっているのにマイナカードは以前の保険証のままでした。
- ・トラブルではありませんが、保険変更があってから半月経っていても反映されないで確認する側としては信用できません。
- ・コロナ感染患者も同じ部屋で機械を使うため、他の患者さんへの感染リスクが高くなる。
- ・小さなユヨが全角になり違う人とデータが認めてしまう。
- ・半角・全角の違いでもデータに相違があると判断されるため、結局目視による確認としている=保険証での確認と同じこと。
- ・旧漢字の読み取りできず、エラーになった。
- ・高齢者の顔認証ができない時がある。暗証番号を忘れてる、パネルの反応が悪い。
- ・公費番号の読み取りがうまくいかない。
- ・保険変更の日付が入ってこないで、保険証を見る必要がある。(一部抜粋)

5. 健康保険証は来年秋以降も存続する必要があると思いますか?

健康保険証の存続の必要性については **必要ではない4%**、無回答3%、92%が「必要」と回答した。
 「必要ではない」との回答も4%あったが、問1で「マイナ保険証で受付業務が減った」と回答した医療機関6件のうち5件は存続を「必要」と回答していたことから、業務負担軽減のメリットを享受している場合であっても健康保険証の存続を必要と考える医療機関があるようだ。



歯科 新規個別指導対策講習会

「事前準備と平常心が重要」

9月17日、歯科の新規開業医療機関を対象とした新規個別指導対策講習会をオンライン(Zoomウェビナー)で実施し、今年度新規開業された先生だけでなく今後継承予定の先生を含めた合計13名が参加した。

まず事務局より、指導制度の概要として指導の根拠、指導の種類、対象となる医療機関を説明、新規個別指導の流れを実際の実施通知や対象

用いて、カルテ記載の重要性と留意事項を県保険医協会の池上正資副会長が解説。「カルテは診療報酬請求の根拠であり、指導はきちんとした準備をし平常心で恐れず臨むことが重要」だと強調した。また、厚労省のHPに掲載されている「保険診療確認事項リスト」も紹介し、カルテ記載の自己点検のため必ずチェックするよう解説した。

患者リストなどを示しながら解説を行った。続いて、保団連発行の「カルテ記載を中心とした指導対策テキスト第10版」を



講師を務めた池上副会長

県保険医協会では会員医療機関を対象に個別指導の事前チェックなど個別対応を行っている。実施通知が届いたらまずは県保険医協会に相談をお願いしたい。

保険医協会 共済制度のご案内



保険医年金

老後の蓄え、資金運用に!
 申込期間:9月1日~10月25日
 加入日:2024年1月1日

グループ保険

万一の死亡・高度障害に備える
 申込期間:随時受付
 お問合せは ☎ 026-226-0086 まで

休業保障

病気・ケガでの休業に備える
 新型コロナウイルス感染にも対応!
 2種類の取扱いがございます。
 詳細はお問合せ下さい。

